

## 川崎市瀋秀園管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市都市公園条例及び同施行規則に基づき、大師公園に瀋陽市と姉妹都市5周年を記念して設置した瀋秀園の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置等)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 瀋秀園

(2) 位置 川崎市川崎区大師公園1 大師公園内

(供用期間等)

第3条 瀋秀園の供用期間、供用時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、川崎区役所道路公園センター管理課長(以下「管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

供用期間	供用時間	休園日
1月1日から 12月28日まで	午前9時から 午後4時まで	12月29日から12月31日まで  毎週月曜日(当日が国民の祝日または振替休日の時はその翌日)  国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日(ただし、元旦の日の翌日は除く)

(入園料)

第4条 瀋秀園の入園料は無料とする。

(入園の制限等)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当する者と認める者については、入園を断り、又は退園させることができる。

(1) 保護者が同伴していない幼児

(2) 泥酔者、その他他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者

(3) 危険な物品を携帯、又は動物を伴う者

(4) 管理上、必要な指示に従わない者

(5) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第6条 管理者は、瀋秀園の利用者に対し、次の各号に定める事項を遵守させるものとする。

(1) 瀋秀園の施設及び備え付け物件を損傷し、又は汚損しないこと

(2) 瀋秀園内で、飲食及び喫煙をしないこと

(3) 紙くず、ごみ等を捨てないこと

(4) 池の中に物を捨てたり、又は池の中に入らないこと

- (5) 魚をとらないこと
  - (6) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
  - (7) その他管理者の指示に従うこと
- (損害賠償)

第7条 瀋秀園の施設、設備を故意又は過失により損傷し、もしくは、滅失した者に対しては、その損害を賠償させることができる。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、瀋秀園の管理運営について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和62年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、昭和63年12月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成29年 3月29日から施行する。